

ライフジャケット 貸出要領

1. 目的

坂出市内に在住・在学する子どもがプールや海，川など水辺で活動を実施する際，安全に楽しく活動できるよう，坂出市教育委員会が所有するライフジャケット（以下「物品」という。）の貸出について，必要な事項を定めるものとする。

2. 貸出機関

貸出機関は坂出市教育委員会 生涯学習課とする。

3. 貸出物品

貸出物品は，下表のとおりとする。

No.	貸出物品	品番	数量	推奨身長
1	ライフジャケット Lサイズ	BSJ-200Y	25	120 c m ~ 150 c m
2	ライフジャケット Lサイズ	CK-12001/OR	1	120 c m ~ 140 c m
3	ライフジャケット Lサイズ	CK-12001/PK	1	
4	ライフジャケット Lサイズ	CK-12002/IM	2	
5	ライフジャケット Lサイズ	CK-12002/AH	2	
6	ライフジャケット Lサイズ	CK-12002/UR	2	
7	ライフジャケット Lサイズ	FV-6116	5	
8	ライフジャケット Mサイズ	BSJ-210C カラー：Camo	25	
9	ライフジャケット Mサイズ	BSJ-210C カラー： Yellow	5	
10	ライフジャケット Mサイズ	LC1-BSJ220	30	
11	ライフジャケット Mサイズ	FV-6116	5	
12	ライフジャケット Sサイズ	FV-6116	5	90 c m ~ 100 c m
13	ライフジャケット L/XLサイズ (大人用)	#1127562 ※桜マーク無	3	(胸囲) 92 c m ~ 113 c m
14	ライフジャケット S/Mサイズ (大人用)	#1127562 ※桜マーク無	3	(胸囲) 72 c m ~ 92 c m

4. 貸出対象及び使用目的

(1) 貸出対象

- ア 坂出市内に在住または在学する幼児，児童，生徒を引率・監督する坂出市内の団体
- イ 坂出市内に在住または在学する幼児，児童，生徒の保護者または引率・監督する成人

(2) 使用目的

使用目的として，次のいずれかに該当すること。

- ア 幼児，児童，生徒に対し，県内のプールや海、川など水辺でライフジャケットを着用させ，安全に活動させるため。
- イ 幼児，児童，生徒に対し，坂出市内でライフジャケット着用の重要性を教える安全教室などで使用するため。

5. 貸出方法等

(1) 物品の貸出を希望するもの（以下「貸出希望者」という。）は，貸出申請書（様式1）または，貸出申請書（様式2）を貸出機関に提出するものとする。

(2) 貸出機関は，前項による申請があった場合，その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き，貸出希望者に対して物品を貸し出すものとする。なお、同一時期に複数の申込みがあった場合は、先着順とする。

- ア 物品の正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- イ 法令または公序良俗に反し，または反するおそれのあるとき。
- ウ 特定の個人，政党，宗教団体等を支援または公認しているような誤解を与え，または与える活動に使用のおそれのあるとき。
- エ 物品を営利目的で使用のおそれのあるとき。
- オ その他、貸出機関が物品の貸出について不適當であると認めるとき。

(3) 貸出を受ける者（以下「借受者」という。）は，貸出機関から物品を直接受け取ることを原則とする。また，使用後は責任をもって速やかに返却するものとする。貸出及び返却に伴う事務手続きは，坂出市府中湖カヌー競技場研修センター及び貸出機関が定めた場所で行う。

(4) 貸出機関は借受者に対して，貸出申請書の写しを渡し，使用マニュアルの説明を行うものとする。

(5) 貸出に伴う搬出及び搬入は借受者が行うものとする。

6. 貸出期間

貸出期間は，原則として1週間以内とする。

7. 貸出料

貸出料は，無料とする。

8. 損害賠償

借受者の故意または不注意等により物品を破損・汚損した場合は、借受者は修繕費用等を負担するものとする。

9. 貸出機関等の責任

物品の使用により借受者が受けた被害，または借受者が第三者に与えた損害に対して，貸出機関は一切その責任を負わない。

10. その他

- (1) 借受者は，物品の使用について，別添の「ライフジャケット使用に関する留意事項」により取り扱わなければならない。
- (2) その他の事項については，貸出機関と協議すること。

11. 施行期間

この要領は，令和3年7月21日から施行する。

改正

令和4年5月23日

別添 ライフジャケット使用に関する留意事項

1. 借受者は、物品を使用する際は正しく装着するとともに、活動中の安全管理に十分な配慮を行うこと。また、危険な場所においてや、気象注意報、警報発表時には使用しないこと。
2. 物品の使用により借受者が受けた被害、または借受者が第三者に与えた損害に対して、貸出機関は一切その責任を負わない。
3. 使用中に物品が破損した場合は、その使用を取りやめ、速やかに貸出機関へ報告を行うこと。
4. 物品の使用後、借受者は以下の作業を行うこと。
 - (1) 物品を洗浄して汚れを落とし、十分に乾燥させること。
 - (2) 物品の数や異常の有無を確認した上で返却を行うこと。
5. 借受者は、第三者に転貸してはならない。